

山梨県公報

号外第十六号

平成十七年

三月三十日

水曜日

目次

○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………四

規則

山梨県規則第三十八号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表中「私学文書課」を「新県立大学設置準備室」に改める。

保健総務課 ― 監査指導室

第九条中「(秘書課については、第一号及び第二号の事務に限る。)」を削る。

第十五条の五中「及び第十三条」を削り、「保健所及び」の下に「第十六条の」を加える。

第十六条第一項中「山梨県緑化センター」を「山梨県緑化センター」に、「山梨県総合理工学研究機構」を「山梨県総合理工学研究機構」に改める。

「山梨県酪農試験場

山梨県峡中農業改良普及センター

山梨県東山梨農業改良普及センター

山梨県東八代農業改良普及センター

梨県酪農試験場」を「山梨県西八代農業改良普及センター」に、「山梨県深城ダム建設

山梨県南巨摩農業改良普及センター

山梨県北巨摩農業改良普及センター
山梨県南都留農業改良普及センター
山梨県北都留農業改良普及センター

事務所」を「山梨県深城ダム管理事務所」に改め、同条第三項中「、専門部」を削り、「山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)」「山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)」を「山梨県立大学設置及び管理条例(平成十六年山梨県条例第四十六号)」に改める。

第十七条第一項中「校長、館長、学長」を「館長、学長、校長」に改め、「院長」の下に「、総長」を加える。

第十八条第一項中「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に改め、同条第十六項中「副所長、副館長」を「副館長、副所長」に、「副院長、事務局長」を「事務局長、副院長、事務長、事務次長」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。
12 総合理工学研究機構に事務長及び事務次長を置く。

第十九条第一項中「副看護部長を」の下に「、県立大学に事務局長、学部長、研究科長、学生部長、図書館長、センター長及び事務局長を」を加え、同条第二項中「図書館長」の下に「、センター長」を加える。

第二十条第一項中「、専門部に専門部長を」及び「、科(中央病院、北病院及びあけぼの医療福祉センターを除く。)(に科長を」を削り、同条第二項中「、専門部長、課長又は科長」を「又は課長」に、「、専門部、課又は科」を「又は課」に改める。

別表第一の一の表政策秘書室の部秘書課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項の次に次のように加える。

<p>広聴広報課</p> <p>一 広聴及び広報の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>二 広報刊行物の発行、各種広報媒体の活用その他の広報活動に関すること。</p> <p>三 広聴活動に関すること。</p> <p>四 報道機関との連絡調整及び県政記者室に関すること。</p> <p>五 県ホームページの企画及び管理運営に関すること。</p>

別表第一の一の表企画部の部新行政システム課の項中第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

- 二 行政考査に関すること。
- 三 組織管理及び事務管理に関すること。

四 県の委員会、委員、警察本部及び企業局に係る知事の権限に属する事務に関すること（組織に関するものに限る。）。

別表第一の一の表企画部の部新行政システム課の項に次の二号を加える。

九 外部監査契約に関すること。

十 附属機関に関すること。

別表第一の一の表企画部の部広聴広報課の項を削る。

別表第一の一の表総務部の部人事課の項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「組織」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十二号及び第十三号を削り、同項第十四号を同項第十号とし、同項第十五号を同項第十一号とし、同項第十六号を同項第十二号とする。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項第二十二号中「女子短期大学」を「県立大学及び女子短期大学」に改め、同項第二十三号中「個人情報保護審査会」を削り、同項に次の一号を加える。

二十四 県民情報センターに関すること。

別表第一の一の表総務部の部消防防災課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 国民保護対策に関すること。

別表第一の一の表総務部の部消防防災課の項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を削り、同項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「ガス及び電気事業」を「ガス事業」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「取締り」を「安全の確保」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「電気工事士」の下に「及び電気工事業」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関すること。

別表第一の一の表総務部の部消防防災課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

別表第一の一の表総務部の部消防防災課の項に次の一号を加える。

十九 国民保護協議会に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部長寿社会課の項第九号中「豊寿荘」及び「桃源荘」を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部児童家庭課の項第九号中「明生学園」を削り、同

項第十号中「保育士試験委員及び」を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「きぼうの家」「もえぎ寮」及び「はまなし寮」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 発達障害者の支援に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部林業振興課の項第九号を削る。

別表第一の一の表商工労働部の部商工総務課の項中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 企業立地に関すること。

九 低開発地域工業開発の促進に関すること。

十 総合理工学研究機構に関すること。

別表第一の一の表商工労働部の部商業振興金融課の項第十号中「小規模起業家等設備導入資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に改める。

別表第一の一の表商工労働部の部工業振興課の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とする。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項第六号中「東京観光物産センター」を「富士の国やまなし館」に改める。

別表第一の一の表農政部の部花き農産課の項中「花き農産課」を「花き農水産課」に改める。

別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項第一号中「農業経営」を「農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）の規定による農業経営」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 農作物等の災害対策に関すること。

別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項中第七号を第六号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表土木部の部土木総務課の項第七号中「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に、「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に改める。

別表第一の一の表土木部の部砂防課の項第四号中「急傾斜地崩壊危険区域」の下に「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」を加える。

別表第一の一の表土木部の部都市計画課の項第七号中「都市計画地方審議会」を「都市計画審議会」に改める。

- 四 県立大学奨学生に関すること。
- 五 学生の保健衛生及び福祉厚生に関すること。
- 六 大学図書館の運営に関すること。

別表第八保健所の項第四十一号中「結核診査協議会」を「山梨県結核診査協議会」に改める。

別表第八食肉衛生検査所の項第一号中「と殺」を「とさつ」に改め、同項第二号中「と殺解体」を「とさつ解体」に改める。

別表第八緑化センターの項の次に次のように加える。

総合理工学研究
機構

- 一 理工学分野に係る総合的な試験研究及び調査に関すること。
- 二 試験研究に係る産学官連携の推進に関すること。
- 三 研究成果の技術移転に関すること。

別表第八宝石美術専門学校の項第二号及び産業技術短期大学の項第二号中「生活補導」を「生活指導」に、「あつ旋」を「あつせん」に改める。

別表第八地域農業改良普及センターの項第一号中「農業経営」を「農業改良助長法の規定による農業経営」に改める。

別表第八深城ダム建設事務所の項中「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に、「建設に」を「管理に」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されていない者は、それぞれ同表の下欄に定める機関に勤務を命ぜられたものとする。

企画部広聴広報課	政策秘書室広聴広報課
花き農産課	花き農水産課
深城ダム建設事務所	深城ダム管理事務所

山梨県規則第三十九号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「副館長」の下に「、県立大学」を加え、「（複数の場合には、その長の指定する者）」を「、総合理工学研究機構にあつては同条第十二項に規定する事務長」に改め、同条第九号中「同条第十三項」を「同条第十二項に規定する事務次長、同条第十四項」に改める。

第五条第二項中「秘書課」の下に「及び広聴広報課」を加える。

第七条第一項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第十二条第一項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

別表第一の二の項中「四の項、五の項、六の項及び九の項」を「三の項、四の項、五の項及び八の項」に改め、同表三の項を削り、同表四の項を同表三の項とし、同表五の項を同表四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 時間外勤務、休日勤務（休日の代休日を含む。）及び当直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。	1 林務長、理事、県民室長、次長及び県民室次長に係るもの								
	2 技監等、政策参事、県民室主幹、課長及び出納局主幹等に係るもの								
	3 課に所属する職員で課長に相当する職のもの及び課長補佐並びに政策主幹等に係るもの								
	4 課に所属する職員に係るもの（2								

品の販売業者等に対する報告の徴収及び立入検査						所長
50 第六十九条第三項の規定による薬局開設者等に対する報告の徴収、立入り並びに検査、質問及び収去						保健 所長

別表第一の三の表衛生薬務課の項第二十四号中60を73とし、73の前に次のように加える。

71 第七十五条第一項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する許可の取消し及び業務停止命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						保健 所長
72 第七十五条第一項の規定による医薬品の製造販売業者等に対する許可の取消し及び業務停止命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						保健 所長

別表第一の三の表衛生薬務課の項第二十四号中58及び59を削り、57を70とし、56を69とし、55を68とし、68の前に次のように加える。

62 第七十二条の三第一項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する改善に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						
63 第七十二条の三第一項の規定による医薬品の製造販売業者等に対する改善に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						保健 所長

64 第七十二条の三第二項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する違反の是正に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						保健 所長
--	--	--	--	--	--	----------

65 第七十二条の三第二項の規定による医薬品の製造販売業者等に対する違反の是正に必要な措置の命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						保健 所長
---	--	--	--	--	--	----------

66 第七十三条の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する総括製造販売責任者等の変更命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						
--	--	--	--	--	--	--

67 第七十三条の規定による医薬品の製造販売業者等に対する総括製造販売責任者等の変更命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに修理業者、薬局開設者、販売業者及び賃貸業者に係るものを除く。）						保健 所長
---	--	--	--	--	--	----------

別表第一の三の表衛生薬務課の項第二十四号中52から54までを削り、51を61とし、50の次に次のように加える。

51 第七十条第一項の規定による医薬品等の廃棄、回収等の措置の命令（薬局に係るもの並びに医薬品販売業等及び薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。）						
52 第七十条第一項の規定による医薬品等の廃棄、回収等の措置の命令（薬局						保健

<p>に係るもの並びに医薬品販売業等及び薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)</p>	<p>53 第七十一条の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する医薬品等の検査命令</p>	<p>54 第七十二条第一項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する品質管理及び製造販売後安全管理の方法の改善命令並びに業務停止命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)</p>	<p>55 第七十二条第一項の規定による医薬品の製造販売業者に対する品質管理及び製造販売後安全管理の方法の改善命令並びに業務停止命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)</p>	<p>56 第七十二条第二項の規定による医薬品等の製造販売業者等に対する製造管理及び品質管理の方法の改善命令並びに業務停止命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)</p>	<p>57 第七十二条第二項の規定による医薬品の製造販売業者に対する製造管理及び品質管理の方法の改善命令並びに業務停止命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)</p>	<p>58 第七十二条第三項の規定による医薬品等の製造業者等に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。)</p>	<p>59 第七十二条第三項の規定による医薬品の製造業者に対する構造設備の改善</p>	<p>所長</p>			<p>保健 所長</p>		<p>保健 所長</p>	<p>保健</p>
---	--	--	--	---	---	--	---	-----------	--	--	------------------	--	------------------	-----------

<p>命令及び施設の使用禁止命令(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)</p>	<p>60 第七十二条第四項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者等に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令</p>	<p>74 第八十条第一項の規定による輸出用の医薬品等に係る適合性調査</p>	<p>1 第五条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)</p>	<p>2 第五条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)</p>	<p>3 第六条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものを除く。)</p>	<p>4 第六条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可証の再交付(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)</p>	<p>5 第十二条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可証の書換え交付(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。)</p>	<p>所長</p>	<p>保健 所長</p>		<p>保健 所長</p>		<p>保健 所長</p>	
--	---	---	---	--	---	--	--	-----------	------------------	--	------------------	--	------------------	--

別表第二の三の表衛生業務課の項第三十五号1から6までを次のように改める。

別表第二の三の表衛生業務課の項第三十四号に次のように加える。

6	第十二条第一項の規定による医薬品の製造業の許可証の書換え交付（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）						保健 所長
---	--	--	--	--	--	--	----------

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十五号に次のように加える。

7	第十三条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可証の再交付（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものを除く。）						保健 所長
8	第十三条第一項の規定による医薬品の製造業の許可証の再交付（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）						保健 所長
9	第四十五条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業、医薬品の販売及び授与の相手方の変更並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付						保健 所長
10	第四十六条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業、医薬品の販売及び授与の相手方の変更並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付						保健 所長
11	第五十五条において準用する第十二条第一項の規定による修理業の許可証の書換え交付						保健 所長
12	第五十五条において準用する第十三条第一項の規定による修理業の許可証の再交付						保健 所長

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十六号1及び2中「第四十条」を「第五十九条」に改め、同項第五十七号1中「第二条」を「第三条第一項」に改め、同号2中「第三条」を「第四条」に、「休止等」を「休止及び再開」に改め、同号3及び4中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改め、同項第五十八号1中「第四条」を「第五条第一

項」に改め、同号2中「第五条」を「第六条」に、「休止等」を「休止及び再開」に改め、同号3中「第六条第四項」を「第七条第四項」に改め、同項第五十九号1中「第四条」を「第五条第一項」に改め、同号2中「第五条」を「第六条」に、「休止等」を「休止及び再開」に改め、同号3中「第六条第四項」を「第七条第四項」に改め、同表健康増進課の項第七号21中「第六十五条第一項」を「第六十五条」に、「代執行」を「定期の健康診断に係る代執行」に改め、同号21を同号22とし、同号20中「結核診査協議会委員」を「結核の診査に関する協議会の委員」に改め、同号20を同号21とし、同号5から19までを同号6から20までとし、同号4中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、同号4を同号5とし、同号1から3までを同号2から4までとし、同号2の前に次のように加える。

1 第三条の四の規定による予防計画の策定及び公表

別表第二の三の表健康増進課の項第十二号1、2、3及び12中

に改め、同項第十六号1中「第十条第五項」を「第十条」に改め、同号11中

「感染症診査協議会委員」を「感染症の診査に関する協議会の委員」に改める。

別表第二の四の表環境整備課の項第一号中94を103とし、93を102とし、同号92中「第十九条の十第三項」を「第十九条の十一第三項」に改め、同号92を同号101とし、同号91中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同号91を同号100とし、同号100の前に次のように加える。

99 第十九条の十第一項の規定による土地の形質の変更に関する措置命令

別表第二の四の表環境整備課の項第一号中90を98とし、85から89までを93から97までとし、84の次に次のように加える。

85 第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定

86 第十五条の十七第二項（同条第五項

--	--	--	--	--	--

3	第九条第一項及び第二項の規定による届出事項についての勧告				
4	第十一条第二項の規定による実施制限期間の短縮の認定				
5	第十二条の規定による特定工場の名称等の変更の届出				
6	第十三条第三項の規定による特定工場の承継の届出				

別表第二の五の表工業振興課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表岩政雇用課の項第一号中「第四十八条の三」を「第四十五条」に、「第二十七条」を「第四十三条の二」に改める。

別表第二の七の表農政総務課の項第三号中2を削り、3を2とし、4から36までを3から35までとし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表花き農産課の項中「花き農産課」を「花き農水産課」に改め、同項第一号1から8までを削り、同号9中「第四十八条第二項」の下に、「（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号9を同号1とし、同号10中「第六十三条第一項」を「第六十四条（第八十六条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同号10を同号2とし、同号11中「第六十六条の二」の下に、「（第八十六条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同号11を同号3とし、同号12中「第六十八条第二項」の下に、「（第八十六条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同号12を同号4とし、同号13中「第六十九条第二項」の下に、「（第八十六条第五項において準用する場合を含む。）」を、「合併」の下に、「解散及び清算」を加え、同号13を同号5とし、同号14から39までを削り、同号40を同号6とし、同号41から45までを同号7から11までとし、同号46を削り、同項第二号2中「第八十八条第四項」を「第八十八条第六項」に改め、同号3中「第八十八条第五項」を「第八十八条第七項において準用する同条第六項」に改め、同号5から12までを削り、同号13を同号5とし、同号14及び15を削り、同号16を同号6とし、同号17を同号7とし、同号18を同号8とし、同号19を削り、同号20を同号9とし、同号21を同号10とし、同号22を削り、同号23中「第六十七条第三項」を「第六十七条第四項」に改め、「及び推告」を削り、同号23を同号11とし、

同号24を同号12とし、同号25から30までを削り、同号31を同号13とし、同号32から35までを同号14から17までとし、同号36を削り、同号37を同号18とし、同項第三号1及び2を削り、同号3中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同号3を同号1とし、同号4を同号2とし、同号5を同号3とし、同号3の次に次のように加える。

4	第十七条第三項の規定による漁船の変更の登録及び登録票の書換え交付				
---	----------------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表花き農産課の項第三号中6を削り、7を5とし、8を6とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中3を削り、4を3とし、5を4とし、6及び7を削り、8を5とし、9を6とし、10を7とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号及び第十一号を削り、同項第十二号を同項第九号とし、同項第十三号を同項第十号とし、同項第十四号を同項第十一号とする。

別表第二の八の表土木総務課の項第五号及び第六号中「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に、「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に改め、同表砂防課の項に次の二号を加える。

1	第四条第二項の規定による基礎調査の結果の通知					建設部長
2	第五条第一項の規定による基礎調査のための他人の土地の立入り及び一時使用（本庁の職員に対するものに限る。）					建設部長
3	第五条第一項の規定による基礎調査のための他人の土地の立入り及び一時使用（2に掲げるものを除く。）					建設部長
4	第五条第九項の規定による損失補償の協議					
5	第六条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定					
6	第六条第三項の規定による					建設

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	
第十七条第二項の規定による 工事完了の検査	第十七条第一項の規定による 工事完了の届出	第十六条第三項の規定による 同条第一項ただし書に該当 する変更の届出	第十六条第一項の規定による 特定開発行為の変更の許可	第十四条の規定による特定 開発行為に関する協議	第十三条第二項の規定による 助言及び勧告	第十三条第一項の規定による 既に特定開発行為に着手し ている旨の届出	第九条第一項の規定による 特定開発行為の許可	第八条第四項の規定による 土砂災害特別警戒区域の指定 等の公示	第八条第三項の規定による 関係市町村長の意見聴取	第八条第一項の規定による 土砂災害特別警戒区域の指定	第六条第四項の規定による 土砂災害警戒区域の指定等の 公示	関係市町村長の意見聴取
建設 部長	建設 部長	建設 部長			建設 部長	建設 部長			建設 部長			部長

<p>五 山梨県砂防指 定地管理条例（ 平成十五年山梨 県条例第七号） の施行に関する 事務</p>		19	20	21	22	23	24	1	2
		第十七条第三項の規定による 工事完了の公告	第十九条の規定による特定 開発行為の廃止の届出	第二十条第一項の規定による 特定開発行為の許可の取消 し及び許可条件の変更並びに 工事等の停止命令及び措置命 令	第二十一条第一項の規定に よる対策工事等の状況につい ての立入検査	第二十二条の規定による対 策工事等の状況に関する報告 及び資料の提出の要求並びに 助言及び勧告	第二十五条第一項の規定に よる移転等の勧告	第二条の規定による砂防指 定地内における行為の許可（ 2に掲げるものを除く。）	第二条の規定による砂防指 定地内における行為（砂防設 備の占用を伴う行為を除く、 洪水の疎通を妨げない行為） 土地の形状の変更を伴わない 施設及び工作物の新築、改築 及び除去、造成を伴わない建 築物及びこれに付随する工作 物の新築、改築及び除去、電 柱等の設置及び除去、仮設工 作物の設置、改築及び除去、 橋梁に添架するガス管、水管 その他これに類する工作物の 新築、改築及び除去、高さ二
			建設 部長		建設 部長				

<p>6 第七条第二項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による砂防指定地内における行為の変更の届出</p>	<p>5 第十一条第四項において準用する第七条第一項の規定による砂防指定地内における行為の変更の許可</p>	<p>4 第七条第一項の規定による砂防指定地内における行為の変更の許可</p>	<p>3 第五条第二項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による砂防指定地内における行為の届出</p>	<p>メートル以内の盛土及び切土、深さが二メートル以内の掘削及びこれに伴う擁壁並びに側溝等の工作物の新築、改築及び除去で面積が二百平方メートル以内のもの（河川区域に係るものを除く。）並びに河川区域内における土地の掘削（盛土及び切土その他の形状を変更するものに限る。）、土石及び砂れきの採取、立木の伐採及び抜根（面積千平方メートル以内のものに限る。）、竹木及び土石等の滑下及び地引き（運搬路の面積が二百平方メートル以内のものに限る。）、家畜の放牧及び係留（継続のおそれのないものに限る。）並びに火入れをいう。）5、8及び16において同じ。）の許可</p>	建設 部長												
<p>16 第十二条の規定による砂防指定地内における行為の許可</p>	<p>15 第十二条の規定による砂防指定地内における行為の許可の取消し等の処分（16に掲げるものを除く。）</p>	<p>14 第十一条第三項の規定による砂防設備の占用の許可の新</p>	<p>13 第十一条第一項の規定による砂防設備の占用の許可</p>	<p>12 第十条第三項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による砂防指定地の状況の検査及び措置の指示</p>	<p>11 第十条第二項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可行為の廃止の届出</p>	<p>10 第十条第一項の規定による許可行為の完了の届出</p>	<p>9 第九条第二項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可行為者の地位の承継の届出</p>	<p>8 第十一条第四項において準用する第八条の規定による砂防指定地内の行為に関する協議</p>	<p>7 第八条の規定による砂防指定地内における行為に関する協議</p>	建設 部長							

の取消し等の処分

別表第二の八の表都市計画課の項第一号1から4までを次のように改める。

1	第五条第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による公園施設の設置及び管理の許可及び変更の許可)									建設 部長
2	第六条第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による占用の許可)									建設 部長
3	第六条第三項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による許可事項の変更の許可)									建設 部長
4	第十条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による原状回復等の措置の指示)									建設 部長

別表第二の八の表都市計画課の項第二号に次のように加える。

5	第二十七条(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による監督処分)									建設 部長
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第二の八の表都市計画課の項第三号1中「第六条」を「第六条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)(に改め、「公園予定地を含む。)(を削り、同項第五号1中「第二項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)(を加え、同号8を同号16とし、同号4から7までを同号12から15までとし、同号12の前に次のように加える。

5	第二十一条の三の規定による計画提案に対する判断等									
6	第二十一条の四の規定による都市計画審議会への付議									
7	第二十一条の五の規定による都市計									

画の決定等をしない場合の措置

8	第二十五条第一項の規定による立入り									
9	第二十六条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可									
10	第二十八条第一項の規定による損失の補償									
11	第五十二条の二第一項の規定による土地の形質の変更等の許可									

別表第二の八の表都市計画課の項第五号中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2	第五条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による準都市計画区域の指定の同意)									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の八の表都市計画課の項第五号に次のように加える。

17	第八十条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言									
18	第八十一条の規定による監督処分									
19	第八十二条第一項の規定による工事の状況に関する立入検査									

別表第二の八の表都市計画課の項第八号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、2を削り、同号1中「第五条第一項」を「第十四条第一項」に、「緑地保全地区内の」を「特別緑地保全地区内における」に改め、「制限に対する」を削り、同号1を同号3とし、同号3の前に次のように加える。

1	第八条第二項の規定による緑地保全地域内における行為の禁止及び制限並びに措置の命令									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令及び措置の命令

別表第二の八の表建築指導課の項第六号1中「優良宅地認定」を「優良宅地の認定」に改め、同号2中「優良住宅認定」を「優良住宅の認定」に改め、同号6中「第六十三條の三第三項第六号」を「第六十三條第三項第六号」に、「優良住宅認定」を「優良住宅の認定」に改め、同号6を同号8とし、同号5を同号7とし、同号4を同号6とし、同号6の前に次のように加える。

5 第六十二條の三第四項第十三号八の規定による優良宅地の認定

建設部長

別表第二の八の表建築指導課の項第六号中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第三十一條の二第二項第十三号八の規定による優良宅地の認定

建設部長

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。